八　国民年金の保険料の免除の特例
　平成二八年七月から平成三七年六月までの間において、三〇歳から五〇歳に達する日の属する月の前月までに被保険者期間がある第一号被保険者又は第一号被保険者であった者であって本人及び配偶者の所得が一定以下のものからの申請に基づき、保険料の納付を要しないこととした。（附則第一四条関係）
九　経過措置
　この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第九条及び附則第一六条～第一九条関係）
一〇　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

---

**◇消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令**（政令第二〇六号）（総務省）

1　消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二五年法律第一一〇号）第一〇条第一項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた一般職の国家公務員並びに一般職の国家公務員のうち消防団員と兼職する非常勤職員及び臨時的職員は、その所轄庁の長の承認を受けて、消防団員としての活動を行うためにその割り振られた正規の勤務時間の一部を割くことができることとし、この承認の請求があった場合、所轄庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならないこととした。（本則関係）

2　この政令は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

---

**◇特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二〇七号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第三六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年八月一日とすることとした。

---

**◇持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二〇八号）（内閣官房）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二五年法律第一一二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年六月一二日とすることとした。

---

**◇社会保障制度改革推進会議令**（政令第二〇九号）（内閣官房）

1　社会保障制度改革推進会議（以下「会議」という。）の委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。また、委員は、再任されることができることとした。（第一条関係）

2　会議に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができることとした。専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命し、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとすることとした。また、専門委員は、非常勤とすることとした。（第二条関係）

3　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととした。また、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。（第三条関係）

4　議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定めることとした。（第四条関係）

5　この政令は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年六月一二日）から施行することとした。

---

# 法　律

少年院法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

## 法律第五十八号

## 少年院法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　少年院の運営（第三条―第十四条）
第三章　処遇の原則等（第十五条―第十九条）
第四章　入院（第二十条―第二十二条）
第五章　矯正教育
　第一節　矯正教育の目的等（第二十三条）
　第二節　矯正教育の内容（第二十四条―第二十九条）
　第三節　矯正教育の計画等（第三十条―第三十六条）
　第四節　矯正教育の実施（第三十七条―第四十三条）
第六章　社会復帰支援等（第四十四条―第四十七条）
第七章　保健衛生及び医療（第四十八条―第五十九条）
第八章　物品の貸与等及び自弁（第六十条―第六十三条）
第九章　金品の取扱い（第六十四条―第七十七条）
第十章　書籍等の閲覧（第七十八条―第八十条）
第十一章　宗教上の行為等（第八十一条・第八十二条）
第十二章　規律及び秩序の維持（第八十三条―第九十条）
第十三章　外部交通
　第一節　留意事項（第九十一条）
　第二節　面会（第九十二条―第九十七条）
　第三節　信書の発受（第九十八条―第百五条）
　第四節　電話等による通信（第百六条・第百七条）
第五節　雑則（第百八条―第百十一条）
第十四章　賞罰（第百十二条―第百十九条）
第十五章　救済の申出等
　第一節　救済の申出（第百二十条―第百二十八条）
　第二節　苦情の申出（第百二十九条・第百三十条）
　第三節　雑則（第百三十一条・第百三十二条）
第十六章　仮収容（第百三十三条）
第十七章　移送（第百三十四条）
第十八章　仮退院、退院及び収容継続（第百三十五条―第百三十九条）